

社会福祉法人せらび

評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人せらび(以下「法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、法人の主たる事務所において法人の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に規定する費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む。)をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給等)

第3条 評議員並びに常勤役員及び非常勤役員の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 評議員及び役員(常勤役員を除く)が評議員会、理事会または監事監査、理事長の要請により、市内で開催されるその他の会議等に出席した場合は、法人旅費規程第14条第2項に定める額を支給する。

- 2 費用弁償の支給は会議等の当日に現金で支給するものとする。受領者は受領書に署名し、法人に提出する。
- 3 評議員及び役員が法人の職務のため旅行した場合は、前項の規定にかかわらず、法人旅費規程に準じて旅費を支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。